

加古川市空き地の適正管理に関する条例施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市空き地の適正管理に関する条例（令和3年加古川市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指導又は勧告)

第2条 条例第6条の規定による指導又は勧告は、指導書（様式第1号）又は勧告書（様式第2号）により行うものとする。

(立入調査員証)

第3条 条例第7条の規定により立入調査等を行う職員は、立入調査証（様式第3号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、条例施行の日から施行する。